第五条第一項中「連結基本的項目」を「連結普通株式等Ｔｉｅｒ１資本」に、「第五条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び連結補完的項目の額（自己資本比率告示第六条に定める補完的項目」を「第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。以下同じ。）、連結その他Ｔｉｅｒ１資本の額（自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。以下同じ。）及び連結Ｔｉｅｒ２資本の額（自己資本比率告示第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本」に改め、同条第二項中「第一項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず、」に、「連結基本的項目の額及び連結補完的項目」を「連結普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額、連結その他Ｔｉｅｒ１資本の額及び連結Ｔｉｅｒ２資本」に、「単体基本的項目の額に相当する額及び単体補完的項目」を「単体普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額に相当する額、単体その他Ｔｉｅｒ１資本の額に相当する額及び単体Ｔｉｅｒ２資本」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

３　前二項の連結普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額及び連結Ｔｉｅｒ２資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。）第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、連結Ｔｉｅｒ２資本の額は、連結普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額に連結その他Ｔｉｅｒ１資本の額を加えた額を超えない額とする。

４　前項の規定は、第二項の関連法人等の単体普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額に相当する額、単体その他Ｔｉｅｒ１資本の額に相当する額及び単体Ｔｉｅｒ２資本の額に相当する額の算定について準用する。

○金融庁・厚生労働省告示第三号

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）第四十五条第五項第十一号及び第三十八号の規定に基づき、労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年大蔵省・労働省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

第二条第一項中「及び次条第六号に掲げる」を「を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第六号に掲げる」に改め、同条第二項第一号中「、リース会社集団」の下に「及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社」を加え、同項第二号中「の会社」の下に「（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）」を加える。

第三条第六号中「リース業務に」を「リース業務（自己又は自らを子会社とする金庫（労働金庫又は労働金庫連合会をいう。以下この号において同じ。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に」を「自己がリース業務を営まない場合にあっては、金庫の子会社であるリース業務を営む会社（労働金庫連合会にあっては、銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として」に改める。

○金融庁・農林水産省告示第四号

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第二号）第二十六条第三項第五号及び第十四号並びに第四項第十号及び第二十七号の規定に基づき、平成十年大蔵省告示第二十一号（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第二号等の規定に基づき、漁業協同組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　林　芳正

第二条第一項中「次項及び次条第六号において」を「以下」に、「並びに」を「を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社（法第十一条の六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項第一号中「、リース会社集団」の下に「及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社」を加え、同項第二号中「それぞれの会社」の下に「（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）」を加える。

第三条第六号中「リース業務に」を「リース業務（自己又は自らを子会社とする組合（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会をいう。以下この号において同じ。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に」に、「リース業務を」を「自己がリース業務を営まない場合にあっては、組合の子会社であるリース業務を営む会社（銀行を除く。）の子会社として」に改める。

○金融庁・農林水産省告示第五号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第一号）第三十五条第二項第十二号及び第三十号の規定に基づき、平成十年大蔵省・農林水産省告示第十四号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　林　芳正

第二条第一項中「次項及び次条第六号において」を「以下」に、「及び次条第六号に掲げる」を「を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）」に改め、同条第二項第一号中「、リース会社集団」の下に「及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社」を加え、同項第二号中「それぞれの会社」の下に「（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）」を加える。